

あやちゃん健康ポイント事業

令和5年度あやちゃん健康ポイント応援団募集要項

綾部市では、市民一人ひとりが健康的な生活習慣を主体的に継続して取り組むことで、病気の早期発見・早期治療や生活習慣病の予防につなげ、健康づくりの重要性を広く普及、地域社会全体で健康づくりへの意識を高めるため、「健康診査やがん検診の受診」「市が推奨する健康づくり事業への参加」「健康づくりの目標設定・実施」等の健康づくりの取組に対しポイントを付与し、貯まったポイントはサービス券との交換や抽選に応募できる『あやちゃん健康ポイント事業』を行っています。そこで、この事業に賛同し、市民、従業員が健康的な生活を送れるよう市とともに健康づくりを推進する企業や事業所、店舗、各種団体等を下記のとおり『令和5年度あやちゃん健康ポイント応援団』として募集し、その取組をさまざまな場面で紹介し健康づくりに取り組みやすい環境作りを目指します。

1 応募要件

「あやちゃん健康ポイント事業」に賛同する企業、事業所、店舗、各種団体等であって、下記のいずれかに該当するもの。

取組型：市民又は従業員に向けて下記の取組のいずれかを実践しているところ。
または、今後実践しようとするところ。

協賛型：「令和5年度あやちゃん健康ポイント」の抽選賞品を提供。

例) 商品、製品、店舗等で受けられるサービス券、食事券等

2 認定基準

取組型	① 「あやちゃん健康ポイント」の啓発	対象	・市民、従業員等
		審査項目	・社内、店舗にてあやちゃん健康ポイントカードの設置、配布。ポスター等を掲示していること。
			・その他：市長が認定することが適当であると認める活動を行っていること。 ・市が作成する健康づくりに関するパンフレットを社内、店内等へ備え付けること等の情報発信の依頼をした場合に協力する意思があること。
② 健(検)診	対象	・市民、従業員等	
	審査項目	・健康診断、がん検診の啓発活動を行っていること。 (例：乳がん検診ポスター掲示等) ・その他：市長が認定することが適当であると認める活動を行っていること。	
③ 教室、健康イベント	対象	・市民、従業員等	
	審査項目	・スポーツ教室等を運営し、月1回以上開催していること。	
		・社内運動会やボーリング大会等を開催していること。	
		・従業員・職員の健康づくりに効果的な健康教室や講演会、健康セミナー等を開催していること。 ・その他：市長が認定することが適当であると認める活動を行っていること。	
④ 運動	対象	・市民、従業員を対象としている取組であること。	
	審査項目	・個人の体力・能力に応じたスポーツ・運動の指導を行っていること。	
		・正しいウォーキングの方法についての指導を行っていること。	
		・運動の場を提供していること。	
		・継続的に運動に取り組めるような福利厚生を導入していること。(例：フィットネスジムの利用補助等) ・その他：市長が認定することが適当であると認める活動を行っていること。	
⑤ 栄養	対象	・飲食店、旅館、ホテル、社員食堂等が市民、従業員を対象とした取組であること。	
	審査項目	・野菜たっぷりメニューを提供していること ① 1品あたり野菜70g以上のメニューがあること。 ② 付け合わせ野菜のおかわりができること。 ③ サラダバーが設置されていること。 ・塩分控えめメニューを提供していること。 ① 減塩調味料(減塩しょうゆ、減塩ポン酢等)や低甘味料を使ったメニューがあること。 ② 調味料(しょうゆ、ソース、ケチャップ、ドレッシング等)が別添えになっていること。 ③ 漬物、汁物について、どちらかを選択できるか除去できること。	

			<ul style="list-style-type: none"> ・メニューの栄養成分の表示を行っていること。 ① エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物または食塩相当量（塩分）のうちいずれか1項目以上を表示していること。 ② アレルギー物質の表示をしていること（卵、乳、小麦、そば及び落花生） ※旅館、ホテル等については、1人前当たりの栄養成分を表示していること。 仕出屋、弁当屋、そうざい料理店については、自らが製造するものを対象とすること。
			<ul style="list-style-type: none"> ・その他：市長が認定することが適当であると認める活動を行っていること。
協賛型	対象		<ul style="list-style-type: none"> ・綾部市に本店、支店を置く店舗、企業、各種団体であること。
	審査項目		<ul style="list-style-type: none"> ・協賛品等の内容や、協賛することができない業種又は業者等については、募集要項 10. その他に定めるものの他「個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組に係るガイドライン（厚生労働省）」に準ずるものとする。

3 応募方法

所定の認定申請用紙に必要事項を記入のうえ、郵送または FAX もしくは電子メールで提出してください。応募された方に後日連絡いたします。

4 応募期間

取組型：随時募集

協賛型：令和5年2月1日（水）～令和5年3月10日（金）まで

5 応援団募集後の市の役割

取組型：認定申請を受理し、取り組み内容が別紙認定基準を満たしているかを確認後、応援団に認定し、市のホームページ等で活動内容について情報発信するとともに、健康づくりについて意見を聴く等協働して健康づくりを推進します。

協賛型：認定申請を受理し、提供内容が認定基準を満たしているかを確認後、応援団に認定し、令和5年度の「あやちゃん健康ポイント」のチラシに提供頂いた抽選賞品を掲載します。またホームページや抽選会でも紹介させていただきます。

抽選賞品の提供は令和6年2月下旬を予定しています。

※抽選賞品の提供が生もの場合、商品交換券等でも結構です。

例：お菓子、ジャム、米、酒、食事券等

6 認定の期間

認定期間は認定日の属する年度の3月31日までとします。なお認定期間終了後は再度認定申請書を提出し更新とします。

7 取組内容の変更等

取組内容に変更・廃止があった場合は、所定の変更・廃止届の提出をお願いします。

8 認定の取り消し

取組内容等を満たさなくなった場合、取組内容に偽り、不正があった場合には認定を取り消すものとします。この場合においては、認定証を速やかに返還してください。

9 事業主体

綾部市保健推進課

10 その他

下記に該当する事業所、店舗、団体はお断りします。

①実質的に経営権を有する者又は使用人又は人が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋又はこれらの関係者、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）である場合

②市民の名誉や信用などを毀損し、または毀損するおそれのある場合

③業務を妨害、または妨害する恐れのある行為をした場合

④健康の保持増進の効果等に関する虚偽または誇大な広告の禁止（健康増進法第32条の2）に該当、または特定保健用食品及び栄養機能食品以外の食品に、食品の持つ効果や機能を表示している店舗等

11 注意事項

この事業は令和5年度予定事業であるため、都合により中止になることがあります。

12 応募・問い合わせ先

〒623-0011 京都府綾部市青野町東馬場下15番地の6

綾部市保健福祉部保健推進課（綾部市保健福祉センター内）

TEL 0773-42-0111/FAX 0773-42-5488